

第8節 屋外貯蔵所の基準

1 保安距離【危政令第16条第1項第1号】

危政令第16条第1項第1号に規定する保安距離の取り扱いについては、別記第3「保安距離」によること。

2 貯蔵場所【危政令第16条第1項第2号】

危政令第16条第1項第2号に規定する「湿潤でなく、かつ、排水のよい場所」は、次によること。

- (1) 容器が浸水等により腐食しないよう、貯蔵場所は周囲の地盤面より高くすること。
- (2) 液体の危険物を貯蔵する屋外貯蔵所の貯蔵場所は、危険物の流出防止のため、コンクリートその他これと同等以上の性能を有するもので舗装するよう指導すること。●
- (3) 前記(2)により、設置場所をコンクリート等で舗装した場合は、次によること。
 - ア 適当な傾斜を設けること。
 - イ 排水溝及び貯留設備（第4類の危険物のうち水に溶けないものを貯蔵する場合は油分離装置）を設けるよう指導すること。●

3 区画【危政令第16条第1項第3号】

危政令第16条第1項第3号に規定する「さく等」は、次によること。（図3-8-1参照）

- (1) さくを設ける場合は、高さおおむね1m以上とし、不燃材料で造ること。●
- (2) さくは、取り外し又は移動できる構造でもよいこと。ただし、地盤面に直接白線等を引くことはさく等には含まれないこと。

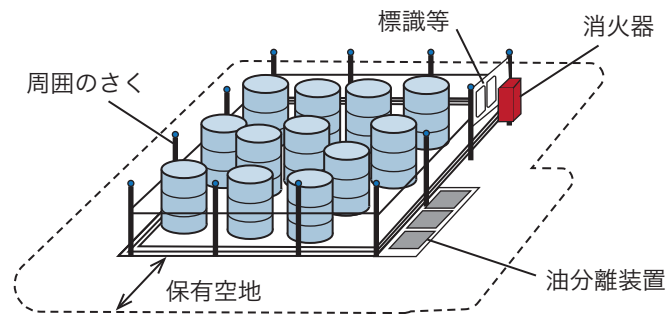


図3-8-1 屋外貯蔵所の構造例

4 保有空地【危政令第16条第1項第4号】

危政令第16条第1項第4号に規定する保有空地の取り扱いについては、別記第4「保有空地」によること。

5 標識及び掲示板【危政令第16条第1項第5号】

危政令第16条第1項第5号に規定する「標識」及び「掲示板」は、別記第5「標識、掲示板等」によること。

6 架台【危政令第16条第1項第6号、危規則第24条の10】

危政令第16条第1項第6号に規定する「架台」については、危規則第24条の10の規定によるほか、次によること。

(1) 危規則第24条の10第2号に規定する架台の構造は、第2節屋内貯蔵所7の例によること。
〔H8.10.15消防危125〕

(2) 危規則第24条の10第3号に規定する架台の高さは、地盤面から架台の最上部までの高さを6メートル未満とするものであること。

なお、危険物を収納する容器は、架台の最上部を越えて貯蔵しないこと。●

7 塊状の硫黄等のみの屋外貯蔵所【危政令第16条第2項、危規則第24条の11】

危政令第16条第2項に規定する屋外貯蔵所は、同項及び第1項各号若しくは前記1から6によるほか、次によること。

(1) 本項の基準は、塊状の硫黄等（第2類の危険物のうち硫黄又は硫黄のみを含有するもの）を容器に収納しないで、地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所について規定したものであり、当該屋外貯蔵所に貯蔵し、又は取り扱うことのできる危険物は、塊状の硫黄等に限られるものであること〔H1.3.1消防危14〕

(2) 危政令第16条第1項第3号の適用については、原則として囲いは同号の「さく等」に含まれるものではないが、囲いの相互間のうち硫黄等を貯蔵し、又は取り扱う場所の外縁部分にさく等を設ければ足りるものであること。〔S54.7.30消防危80〕（図3-8-2参照）

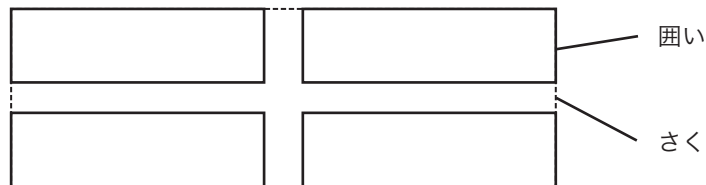


図3-8-2 さく等の例

(3) 囲いの高さは1.5m以下であるとともに、硫黄等の高さは囲い内部のいずれの部分においても囲いの高さを超える部分があってはならないこと。【危政令第26条第1項第12号】

(4) 危政令第16条第2項第5号に規定する「あふれ又は飛散を防止するためのシート」は、難燃性又は不燃性のものとするとともに、硫黄等の漏えい、飛散等を有効に防止できるよう囲い全体を覆って固着しなければならないこと。【危政令第26条第1項第12号】

この場合、「囲い全体を覆う」とは、シートの固着装置を地盤面に接して設けなければならないことを意味するものではないが、それに近い位置に設置するものであること。

また、囲い全体を覆ったシートを囲いの周囲にロープを回して縛る等は、当該シートを固着させたものとはみなされないこと。（図3-8-3参照）

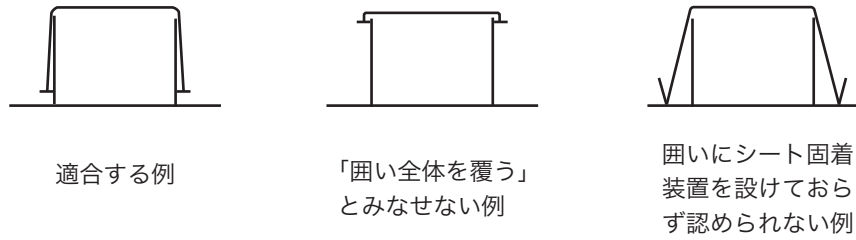


図3-8-3 シートの固着例

8 高引火点危険物の屋外貯蔵所の特例【危政令第16条第3項、危規則第24条の12】

当該屋外貯蔵所の満たすべき技術上の基準としては、危政令第16条第1項又は第3項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。

9 引火性固体（引火点が21℃未満のものに限る。）、第1石油類又はアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所【危政令第16条第4項、危規則第24条の13】

危規則第24条の13第1号に規定する「当該危険物を適温に保つための散水設備等」には、屋外貯蔵所の付近に水道栓等を配置して、施設全域に散水できるものが該当すること。

なお、気温がおおむね35℃に達する場合は、散水等により適切に冷却できる管理体制を確保すること。